

建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用について

鶴岡市では、鋼材類及び燃料油の価格高騰が継続していることから、本市が発注する建設工事について、平成20年8月21日より建設工事請負契約約款第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）を、当分の間、適用することとしました。

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、建設工事請負契約約款第26条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

① 条項適用の対象とする資材

「鋼材類」と「燃料油」の2資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象としました。

② 請負代金額の変更の基本的な考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

建設工事請負契約約款第26条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基づき定められています。

この考え方に沿って、今回の運用基準においては、資材価格の上昇による請負代金額の増加分が、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担することとしました。

③ その他

具体的な算定方法及び契約変更手続きについては、運用基準（別添）に示すとおりです。

（お問合せ先）

鶴岡市総務部契約管財課契約管財係

電話 0235-25-2111(内線 337,349)